

鈴鹿市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和4年3月1日

鈴鹿市監査委員 鈴木 謙 治

鈴鹿市監査委員 飯 田 時 生

鈴鹿市監査委員 桐 生 常 朗

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 措置の内容

(1) 地域振興部男女共同参画課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和4年1月5日

ウ 措置通知年月日 令和4年1月7日

エ 指摘事項

意思決定の対象となる文書が編綴されず、別途PDFで保管されている決裁文書が見受けられた。一体の完結文書として取り扱うべきであるから改められたい。

オ 措置結果

別途PDFで保管していた文書を紙ベースで作成し、該当の決裁文書と編綴しました。今後は、同一の決裁文書は保管方法を違えず保管します。

(2) 政策経営部情報政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和4年1月5日

ウ 措置通知年月日 令和4年1月11日

エ 指摘事項

購入ノートパソコンにおいて、不適切な備品管理が見受けられたので改善されたい。

オ 措置結果

当該ノートパソコンの情報を管理簿に追記し、適正に保管状況を把握できるようにしました。

(3) 土木部河川雨水対策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和4年1月5日

ウ 措置通知年月日 令和4年1月7日

エ 指摘事項

令和2年度のパートタイム会計年度任用職員の年休取得において、累計誤りによる過払いが見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務処理をされたい。

オ 措置結果

過払いになっていた3,600円は、令和3年11月2日に市金庫にて戻入処理済みです。

今後については、月毎の報酬の支払い処理時に確認を行うことで、誤りがないよう努めます。

(4) 政策経営部総合政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和4年1月5日

ウ 措置通知年月日 令和4年1月18日

エ 指摘事項

令和2年度のパートタイム会計年度任用職員の通勤費用弁償において、過払いが見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務処理をされたい。

オ 措置結果

指摘された過払いについては、内容を確認し、速やかに返納を実施しました。

今後、支払手続きにおいて、作成した関係書類を担当者のほか、他の職員及び担当グループリーダーを含め複数人で確認を行います。

また、通勤に係る費用弁償の支給に関する規程等を職員一人ひとりが内容を熟読し、適正な事務を行うよう課内で徹底いたします。

(5) 文化スポーツ部文化財課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和4年1月5日

ウ 措置通知年月日 令和4年1月20日

エ 指摘事項

史跡伊勢国分寺・考古博物館植栽管理業務委託については、増工を理由とする変更契約が度々見受けられる。当初設計を適切に行うよう改善されたい。

オ 措置結果

当初設計時、発注する業務内容については、必要性を吟味・精査し、適切な内容にて発注します。また、発注後、緊急に対応が必要な箇所が発生した場合は、改めて別に手続きを経て発注します。

(6) 健康福祉部障がい福祉課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和4年1月5日

ウ 措置通知年月日 令和4年2月9日

エ 指摘事項

日中一時支援事業委託における受託法人と指定事業所は、要綱において同一であると規定されているが、運用においては委任状を必要とするケースが見受けられるなど、必ずしも一致していないものがある。要綱と整合していないので改善されたい。

オ 措置結果

日中一時支援事業委託については、事業報告や請求など一連の書類の事務手続を見直し、今後は、要綱に沿ったものに改めます。

鈴鹿市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和4年5月31日

鈴鹿市監査委員 鈴木 謙 治

鈴鹿市監査委員 飯 田 時 生

鈴鹿市監査委員 市 川 昇

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 措置の内容

(1) 健康福祉部福祉医療課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和4年1月5日

ウ 措置通知年月日 令和4年2月21日

エ 指摘事項

郵送に係る費用の支出において、事業別の執行がなされていないので改められたい。

オ 措置結果

郵送に係る費用の見直しを行い、事業別の執行に改めます。

(2) 地域振興部地域協働課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和4年1月5日

ウ 措置通知年月日 令和4年3月24日

エ 指摘事項

コミュニティセンターの業務日誌や月次報告において、感染症拡大防止のための閉館にかかる記載が適切になされていない。モニタリングチェックも十分に機能しているといえないので改善されたい。

オ 措置結果

業務日誌等について、指摘いただいた閉館にかかる記載について、該当館には口頭にて指示を行い、報告書を再提出してもらい確認を行いました。

また、報告時に疑問点等も含め、適宜指導を行うことを徹底することにより、適正なモニタリングチェックができるよう管理いたします。

(3) 文化スポーツ部スポーツ課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和4年1月5日

ウ 措置通知年月日 令和4年3月24日

エ 指摘事項

西部体育館における消防用設備等点検結果報告において、消火栓設備等の不良を指摘されているが、1年後の点検でも同一箇所の指摘を受けている。今後は、早急な対応に改められたい。

オ 措置結果

今後、施設職員の巡回や年次点検等により、不良箇所の指摘がされた場合は、緊急度に応じ優先的に修繕を行います。

当該年度予算において対応が困難な場合は、次年度の予算措置の検討や、緊急性の高い不良箇所に関しては、補正予算等による追加的な予算措置を講じて対応します。

鈴鹿市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和4年7月29日

鈴鹿市監査委員 鈴木 謙 治

鈴鹿市監査委員 飯 田 時 生

鈴鹿市監査委員 市 川 昇

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 措置の内容

(1) 一般社団法人 鈴鹿市観光協会

所管課／産業振興部地域資源活用課

ア 監査区分 財政援助団体監査

イ 監査結果提出日 令和4年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和4年5月16日

エ 指摘事項

経理規程の定める賞与引当金が計上されていないので、支給見込額のうち、当該年度の負担に属する金額を計上されたい。

オ 措置結果

令和4年度支給見込額について、当該年度の負担に属する金額を計上しました。

(2) 鈴鹿市第1療育センター

指定管理者／社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

所管課／健康福祉部障がい福祉課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和4年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和4年6月21日

エ 指摘事項

平成30年度に実施した職員健康診断料については、運営法人から支払った後、第1療育センターの未払金としてそのまま繰り越されているので適切に処理されたい。

オ 措置結果

未払金については、平成30年度の事業未払金であり、職員健康診断料負担分として事業所から法人に繰入処理を行うべきところでしたが、未処理のまま残っていたため、過年度修正として令和4年2月17日、法人に繰入処理を行いました。

今後は、指定管理者と連携をはかりながら、適切に対処してまいります。

(3) 鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホーム

指定管理者／社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

所管課／健康福祉部障がい福祉課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和4年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和4年6月21日

エ 指摘事項

平成30年度に実施した職員健康診断料については、運営法人から支払った後、ベルホームの未払金としてそのまま繰り越されているので適切に処理されたい。

オ 措置結果

未払金については、平成30年度の事業未払金であり、職員健康診断料負担分として事業所から法人に繰入処理を行うべきところでしたが、未処理のまま残っていたため、過年度修正として令和4年2月25日、法人に繰入処理を行いました。

今後は、指定管理者と連携をはかりながら、適切に対処してまいります。

(4) 鈴鹿市河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）

指定管理者／株式会社 GFM

所管課／都市整備部市街地整備課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和4年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和4年5月20日

エ 指摘事項

鈴鹿川河川緑地公園施設の維持管理については、管理業務仕様書に規定された業務について、完了検査を受検していないものが見受けられたので、所管課とも協議の上、改められたい。

オ 措置結果

業務の実施に関して、「業務日誌」への記載及び現場写真の添付により報告をし、実地にて完了検査を受検するように改めます。【株式会社GFM】

(5) 鈴鹿市河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）

指定管理者／株式会社 GFM

所管課／都市整備部市街地整備課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和4年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和4年5月20日

エ 指摘事項

鈴鹿川河川緑地公園施設の維持管理については、管理業務仕様書に規定された業務について、完了検査を実施していないものが見受けられたので改められたい。

オ 措置結果

業務の実施に関して、「業務日誌」への記載及び現場写真の添付により報告を受けるとともに、実地にて完了検査を行います。【市街地整備課】